

## パラリンピック経費の公費負担スキームについて（案）

- ① 公費負担の対象となるパラリンピック経費については、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ 2 : 1 : 1 の割合で負担する。
- ② 具体的には、東京都及び国は、東京都に設置されている東京オリンピック・パラリンピック開催準備基金にそれぞれ区分経理して所要額を積み立て、毎年度、組織委員会からの交付申請に基づき、パラリンピック経費の執行額の二分の一（東京都と国がそれぞれ四分の一ずつ負担）を当該基金から組織委員会の共同実施事業特別勘定に支出する。
- ③ 上記の組織委員会からの交付申請に際しては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」（平成 29 年 12 月 22 日 共同実施事業管理委員会）に基づき、当該年度に執行された経費を整理・精査し、共同実施事業管理委員会において、公費負担の対象となるパラリンピック経費を確認する。
- ④ なお、共同実施事業管理委員会による公費負担の対象となるパラリンピック経費の確認は、原則、年度末に行う。